

史料紹介

小豆島大坂城石丁場関係文書

木原 溥 幸

小豆島に近世初期の大坂城築城のための石垣を切り出した石丁場跡が残っている。その跡は、千軒丁場・小瀬原丁場・千振丁場・小海丁場・大部丁場（以上土庄）・石場丁場（池田）・福田丁場・岩谷丁場（以上内海）と呼ばれ、小豆島全域の海岸部に点在している。このうち大部丁場・福田丁場は現在その場所を確認できない。千軒・小瀬原丁場は肥後熊本藩主加藤家、千振丁場は筑前福岡藩主黒田家、小海丁場は豊前小倉藩主細川家、石場丁場は筑後久留米藩主田中家、福田丁場は伊勢津藩主藤堂家、岩谷丁場は筑前福岡藩主黒田家の各持丁場であった。なお大部丁場は豊臣秀吉の家臣片桐且元の持丁場であったと伝えられている。

これらの石丁場は豊臣秀吉による大坂城築城時のものではなくて、慶長19年（1614）から翌元和元年にかけての大坂陣により大坂城は落城したが、その再建工事が元和6年から同9年までの間を第1期として行われ、以後寛永元年（1624）から同3年までを第2期、寛永5・6年を第3期とする、前後10年にわたる再築大工事の時のものであることは疑いないところである。

昭和47年に内海町の、最大規模の石丁場跡である岩谷丁場跡が国指定の史跡となった。いうまでもなく、岩谷丁場跡に限らず残りの各石丁場跡も含めて、重要な歴史的文化遺産として保存し、大坂城築城という国家的大事業に小豆島がかかわっていたことを物語るものとして後世に伝えていかねばならない。そしてこの石丁場の歴史的な意義や重要性を知るためには、石丁場に関する史料を分析しその具体的内容を明らかにすることが必要である。この意味で各石丁場跡の保存とともに、同時に石丁場に関する史料を保存することも不可欠のことである。

これらの史料による小豆島各石丁場の内容については、別稿で詳述したので

（「小豆島の大坂城石丁場跡」『郷土を中心とした社会・自然環境教育の教材とカリキュラム開発』所収）、本稿では石丁場に関する史料のうち、『小豆島名所図会』・「小豆島風土記」などの後の時代に書かれた編纂物の類を除いて、当時の石丁場の状況を直接に知ることができる文書を紹介することにしたい。本稿が小豆島における大坂城石丁場跡の保存に少しでも役に立てれば幸いである。

なお、翻刻にあたっては次の要領に拠った。

- 一、文書の配列は年代順とした。ただし年号記載のないものは推定した。
- 一、旧字体は新字体に改めた。ただし人名・地名については残した。
- 一、変体仮名は平仮名に改めた。
- 一、異体字・略字は正字に改めた。
- 一、「よ」は「より」とした。
- 一、判読不明の字は□で示し、推測できる場合はその上に（ ）で示した。
- 一、読点は適宜付した。
- 一、傍注は（ ）で示した。
- 一、人名に限り、わかる範囲で注を付した。

本稿を成すにあたり、文書の所在等について川野正雄先生に御教示を受けたことに感謝申し上げたい。また古文書の所蔵者である永青文庫・笠井亨氏・三宅博子氏には格別のご配慮をいただいたことにお礼を申し上げる。なお文書注を付するにあたっては『内海町史』に多くを拠っていることを断っておきたい。古文書の筆写等につき香川大学歴史研究室学生森万由美の援助を受けたことを記しておく。

小豆島大坂城石丁場関係文書

(1) 草壁村庄屋長町五郎太夫石場渡状写

(広瀬家文書)

(長政)
黒田筑前守様石場相渡申事
①

- 一、亀崎 卷ヶ所
- 一、岩谷 卷ヶ所
- 一、同在所之上 卷ヶ所
- 一、しいの木 卷ヶ所

但北ハかめさき、南しいの木切也、

(小堀政一)
遠江守殿より御意ニ付、御兩人御望□相渡申候、以上、

②
元和七年
六月八日

小豆嶋草加部村
(長町) (大夫)
五郎□□
③

庄林重兵衛殿
伊藤九兵衛殿

(2) 塩飽小豆島御仕置石覚

(永青文庫)

(端裏貼紙)
「後 大坂御普請之書物拾之内」

去年塩飽小豆嶋ニテ御仕置之石、当夏中大坂へ上申候、残石之内ニテ見分申、大坂へ上せ可申築石之覚、

- 一、五百六つハ 塩飽ニ御座候御石、御用ニ立可申分、西川与介ニ申渡、外ニ
- 一、参百余ハ 同所ニ御座候、是ハ高石垣之□□石、同ならし石ニ成可申分、
- 一、五百拾四ハ 小豆嶋ニ御座候、御石御用ニ立申候築石、
- 一、四拾九ハ 同所ニ御座候、是ハ高石垣之そき石、同ならし石ニ成可申分、

合千三百六拾九

以上

元和八年九月廿三日

沢村彌左衛門(花押)

坂崎浅左衛門殿
西部形部少輔殿

(3) 加藤忠広家臣小豆島置道具覚

(笠井家文書)

小豆嶋 = 置道具覚但口中分

- | | |
|--|--|
| 一、小てこ 貳拾貳丁 | 一、丸大てこ 六丁 |
| 一、すかいた 貳拾枚 <small>但具長め
け方ニ</small> | 一、定轆轤 巻くミ |
| 一、鋏 拾丁皆悪ミ | 一、にない 三荷 |
| 一、小鑑 貳つ | 一、おけ 巻つ |
| 一、たらい 巻つ | 一、 ^(ママ) 泧 巻かり <small>但つり共
めけ也</small> |
| 一、こや貳つノ道具 | 一、こき大仏 <small>(マ)</small> 九せん |

以上

元和拾年

卯月廿三日

吉二郎兵衛 (花押)

笠多兵衛 (花押)

(4) 細川忠利家臣申上覚

(永青文庫)

申上覚

- 一、石唯今残り分之外ニ、千程も入可申と奉存候、^(塩飽) しわく = 御座候御石、大坂へ取寄申候か御聽 = 可被成候哉、亦大坂ニて買申候か能御座候石哉、御普請御沙汰之上吟味仕、御聽被出候様 = 相談仕、可然奉存候事、
- 一、栗石 候残り分之外ニ、千五百坪程も入可申と奉存候、是も御普請 = 相極候処、其段ニ御買せ可然奉存候事、

以上

寛永五年十一月廿一日

寺尾左助 (花押)

牧丞太夫 (花押)

飯田才兵衛殿

(5) 加藤忠広家臣天野(民部少輔)書状

(笠井家文書)

猶々右之通奉頼候、委細口上兩人可被申候間、不具候、以上、

其地=頼置申候蔵共、風=損し申=付て番之者御越被成候、様子委敷相尋申候、
 被入念御状満足仕候、其後は以書状も不申入無音所存之外=候、随て^(笠井)勘兵衛殿^④
 出入御座候=付、其元のき被申候由如何候、無御心元存候、御間之事=候間被
 立帰候様=御尤=存候、将又其地藏共ふぎなをし為可申=、徳田又四郎稗島新
 介兩人遣し申候、若日料など入可申候間、御肝煎被成被仰付可被下候、万事入
 候物は兩人可申候間御調被成頼入候、其うへ島=置申道具共、いつれも貴様へ
 頼候て置申事=候へハ、以来共彼番之者=も御心付候て頼入候、御肝煎之段
^(加藤忠広)
 肥後守=も申聞御礼可申上候、御息達何も御そくさひ=候哉、恐惶謹言、

九月三日

天野民部少

(花押)

笠井太郎右様

⑥ 貴報

(6) 加藤忠広家臣連署書状

(笠井家文書)

尚々各様へ内々御礼を被申様=被存候処=、か様=成行被申候間、^(カ)すへ候て延引之所、
 残多可被存候と存候、如何様懸御目御礼可申上候、以上、

御状忝存候、被仰下候様=不慮成仕合御座候て迷惑仕候、就夫其元=被置候
 普請道具石被成御預も、番之者共可被御下候由忝存候、此程^(加藤忠広)肥後守おとな加
 藤右馬允下川又左衛門、御上使様案内者=国本へ罷下候間、御書中之通申聞
 候、御念を被入忝由心得申候へと被申候、何も諸道具拝領被申=付、其元=
 御座候普請道具かたつけ=、孫太夫殿助兵衛殿、兩人のおとな此之表より頼、
 ⑦ ⑧

其へ下り被申候間、能様ニ被成御相談、材木之分御片付可被下候、石之分ハ
御六ヶ敷御座候共、各様御預り可被下候、定て遠州様より石之儀は^(小堀政一)何とそ被
仰渡儀も可有御座候哉、^(笠井)太郎右衛門殿太兵衛殿へ以書状可申上候へ共、未得
御意候間、可然様ニ御心得可被下候、委孫太夫殿助兵衛殿御口上ニ可被仰候、
恐惶謹言、

(寛永九)
七月朔日

横地十右衛門

□ (花押)

奥村藤右衛門

□ (花押)

笠井三郎右衛門様
⑨参貴報

(7) 加藤忠広家臣連署普請道具請取状

(笠井家文書)

^(加藤忠広)
今度肥後守身上相果申ニ付、爰元石場ニ有之諸道具之事、肥後守内奉行共被
申渡ニ付、天満孫太夫殿同助兵衛殿兩人被越候て、無相違諸道具請取被申、
我等共罷下申候、於右之面ニ^(マツ)何方より、若重て御尋も御座候ハ、右兩人之
衆被罷出沙汰有之筈ニ御座候処、偽無御座候、為其書物如件、

寛永九年
申ノ七月六日

土庄庄屋
^(笠井)
三郎右衛門殿

肥後内角左衛門くミ
同 吉右衛門 (花押)
同 治右衛門 (花押)
同 宮内くミ
同 加右衛門 ㊦
同 与左衛門くミ
同 理右衛門 ㊦
同 四郎兵衛くミ
同 角右衛門 (花押)

(8) 天満商人孫太夫同助兵衛普請道具請取状写

(「笠井文書」小豆島史料所収)

加藤^(忠広)肥後守様小豆嶋丁場=在之御普請道具、加藤^(右)左馬允殿下川又左衛門殿被申付、横地十郎右衛門奥村市右衛門書状を以、如被申越候、^(ママ)こやく之諸道具請取、少も不残払候て罷上候、以来御公儀様より御尋も御座候は、兩人之者罷出候て御理可申候、為後日仍て如件、

大坂天満
孫太夫

寛永九七月晦日

同
助兵衛

土庄

笠井三郎右衛門殿

(9) 遠藤慶隆家臣連署書状

(笠井家文書)

尚々此者口上=可申入候、
態以使者申入候、昨日てしまの石場見申候、左様候上ハ右左一里之分但島守石^(遠藤慶隆)場=申請候、即遠江殿へも^(小堀政一)淡路方より書状遣申候、其元より^(カ)便有=御遣候て可給候、先日勘兵衛殿御物語候ハ右之丁場御請所之由申候、左様之儀もかさねて可申談候、罷越候て可申入候へとも今日渡海^(いたし難くカ)□□□□候間如此候、猶かさねて不申入候、恐々謹言、

田中淡路守

□ (花押)

井藤半右衛門

□ (花押)

^(寛永九カ)
正月廿六日

戸ノ庄
^(笠井)
三郎右衛門殿
^(笠井)
勘兵衛殿

(10) 遠藤慶隆家臣連署書状

(笠井家文書)

尚々先度手嶋迄御尋満足申候、爰元留過仕候ハ、^(豊)以使成共可申入候処と乍存如此候、
以上、

態小早ニて申入候、今度石場之儀色々御肝煎之段忝存候、然共当年ハ尾道ニて
一所ニ可申付之由、広嶋年寄中より被申越候間、手嶋之石場有之普請之者、^(豊)
先尾道へ引越申候、重て普請之者可被指越間、其御心得頼入候、猶委細ハ田中
淡路方より可被申入候、恐々謹言、

伊藤半右衛門

三月十三日

□ (花押)

戸嶋八左衛門

□ (花押)

森喜兵衛

□ (花押)

土庄村

^(笠井)

太郎右衛門殿

^(笠井)

勘兵衛殿

御中

(11) 伏見奉行小堀政一書状

(笠井家文書)

以上、

急度申越候、鍋嶋信濃守殿於小豆嶋石場御所望之由被仰越候、手嶋之内家之浦^(豊)
^(甲生)かうの浦式ヶ所ニて石場御取有度候由候、此所最前いつれへも不相渡、境目等
入組も無之候は相渡可申候、但御預り所之義候間、其所之百姓迷惑かり候は相
渡候事無用候、所之もの御相談候て御取候へと可申渡候、最前相渡候衆之石場
へ入相候は必無用候、下々出入なと出来候てハ我等之無念之様候間、念を入可
申候、為其申遣候、以上、

七月廿八日

(小堀政一)
遠江守

政 (花押)

長屋木工との
大橋金左衛門との

小豆嶋之内
(豊)
手嶋之庄屋

(12) 小堀政一下代連署書状

(笠井家文書)

尚々石場両村宿御かり候はん間、下々談合候て所之者も迷惑不仕候様ニ御馳走可被申候、
(富田) (笠井)
新五左衛門殿御下候間委不申候、又太郎右衛門参宮おそく候、御案内方にと存候へとも
御急候間、あとより下可申候、以上、

又、此御書拜見候て此方へ樋可被越候、以上、
(豊) (勝茂) (小堀政一)
態申越候、先度手嶋之石場之儀、鍋嶋信濃守殿遠江守殿へ被仰、則相渡候へと
御書参候、御下奉行富田新五左衛門殿御越候、其元似合之御用候は御馳走可被
申候、(豊) (甲生)
手嶋之内家之浦かうの浦并式ヶ所ニ候石場、田畠近所ニてそこね申事候
は、余なしニ新五左衛門殿より得御意可被申候、其元当年は日やけ立毛不付候
由、百姓共ニ力を付可被置候、毛見衆聽て可被下候、恐々、

(長屋)
長木工

八月八日

□ (花押)

(大橋)
大金左衛門

□ (花押)

土庄
(笠井)(右)
三郎左衛門殿

(13) 小堀政一書状

(笠井家文書)

以上,

一筆申越候、仍て松平出羽守殿(直政)於小豆嶋石場御用之由被仰候、兩人之者石場有之由申=付、書状相添候様⑫と被仰下候、土之庄村大部村内石場於有之ハ御馳走可申候、此已前西国大名衆御取置候石場など、我等書状遣候とて相渡、已来不念之様=罷成候へ共如何=候間、能々念を入、西国衆無御取自余之構無之所相渡し可申候、以上、

寛永拾七辰

九月廿五日

(小堀政一)
遠江 ⑭

土之庄村

(笠井) (殿脱)
三郎右衛門

大部村

(殿脱)
庄兵衛

(14) 松平直政家臣連署書状

(笠井家文書)

以上、

改年之御慶申納候、去年石場之儀申入候処、小堀遠江殿(政一)より御断無御座候てハ罷成間敷之由承候付て、則出羽殿(松平直政)より遠江殿へ御断被仰、各へ遠江殿御状参候間為持差越候、石場之義当分入申義=ても無之候へとも、若公儀御普請などのために断被申置候間、其御心中候て可給候、此方へ取置候石場何方より御理候とも御渡無之様=頼入候、委細間路七助口上=可申入候、恐々謹言、

(寛永十八)
正月六日

三谷権太夫

□ (花押)

神谷内匠

□ (花押)

土之庄村

(笠井)
三郎右衛門殿

大部村

庄兵衛殿

(15) 小堀政一書状

(笠井家文書)

以上、

一筆申越候、京五條橋石不足ニ付て足石其元ニテ取申度候由ニテ、如此書付指上ケ候、百姓迷惑不仕事ニ候ハ、此石数之通ぎらせ可申候、以上、

(正保二)
西
八月四日

(小堀政一)
小遠江 印

小豆嶋之内土之庄村

庄屋

百姓中

(16) 住吉造営石代銀請取状

(笠井家文書)

一、今度住吉御造営ニ付、石之儀木屋休甫左竹屋孫右衛門殿御請合被成、当西縁ニテ石御取被成候、然ハ先年太郎右衛門勘兵衛多兵衛忠右衛門切置候三間之角石式本御座候、代銀貳百目ニ右之休甫左孫右衛門殿へうり、則銀五拾目宛我々請取申所実正、仍如件、

太郎右衛門分(笠井)
三郎右衛門 印

多兵衛分
同人 印

勘兵衛分
五兵衛 印

忠右衛門分
四郎兵衛 印

正保四未ノ七月廿七日

(17) 大坂町奉行曾我古祐書状

(笠井家文書)

覚

一、角石 四拾九本

一、角脇石 五本

一、岩岐石 五本

ノ五拾九本

右、從江戸御用ニ付て、大坂町人阿波屋角太夫今津屋彦左衛門ニ申付、請合江戸へ廻し候之間、其元にて右之石数切せ可申候、此外石卷本も出させ申間敷者也、

子
二月十七日

(曾我古祐)
丹波 ㊦

小豆島

年寄

追て申遣候、石之儀ニ付折紙遣候処、不致承引儀曲事ニ候、何方にても公儀之御用ニ候間、石をとらせ可申者也

慶安元年

子
二月晦日

丹波 ㊦

(18) 小豆島小海村庄屋三宅兵右衛門書上

(永青文庫)

先年大坂御普請御仕置之御用ニ、小豆嶋之内(小海)をミ村と申所ニて御石場を御取被成、御石角石など御切置被成候、則私父三右衛門御石場并御石御預り置申、久々御音信も無御座ニ付て、此度私罷下右之通申上候得ハ、御満足ニ思召候とて、御老中より路銭(家脱カ)ニ銀子五枚被下候、忝奉存候、然上は御石共卷つも脇ニ敷不申候様ニ仕、何時□□右之御石場之御石共御用之時ハ、無相違引渡可申候、為以來之如此候、以上、

慶安四年十一月廿八日

(小海)
小豆嶋をミ村
三宅兵右衛門 (花押)
④

谷忠兵衛殿

牧丞太夫殿

(19) 江戸城天守石積書

(笠井家文書)

御天守石積

一、角石五拾本ハ

内

拾七本 面五尺貳寸四方跡面同前
長老丈三尺

拾七本 面四尺四寸跡面同前
長老丈壹尺

拾六本 面三尺六寸跡面同前
長九尺

一、角脇石百本ハ

内

三拾四本 面五尺三寸四方跡面五尺四方
長九尺

三拾四本 面四尺五寸四方跡面四尺貳寸四方
長八尺

三拾貳本 面三尺七寸四方跡面三尺五寸四方
長七尺

一、平石千四百三拾本ハ

内

三百五拾本 面四尺四方跡貳尺四方
長八尺

四百六拾本 面三尺五寸四方跡面老尺七寸四方
長七尺

六百貳拾本 面三尺四方跡面老尺五寸四方
長六尺

合千五百八拾本

右犬嶋より江戸迄廻船之運賃、才わりに禰段書付、卷本付ヶ仕指上ヶ可申候、
帳尻の銀高ニて可被仰付候、但犬嶋ニての舟積江戸ニての水あけハ不入候事、

(20) 大坂船奉行同東西町奉行下代連署書状

(笠井家文書)

住吉御造営ニ付て、石鳥居同橋石其外石之分請合候松屋治兵衛と申者、小豆嶋え罷越、石を見立切出シ申度由申候間、治兵衛小豆嶋へ被遣候、無相違石ヲ出させ候様ニ島中え可被仰遣旨、石河土佐守様より御断ニ候間、其段可申遣旨隼人正民部少被申渡候条如此ニ候、治兵衛石ヲ見立出し候ハ、無相違様ニ百姓中へも可被申渡候、恐々謹言、

(承応四)
未ノ

二月七日

小豆嶋

庄屋中

枋尾八郎兵衛

□□ (花押)

市川甚兵衛

□ (花押)

加座祭権兵衛

□□ (花押)

(21) 小豆島土庄村石丁場書付

(笠井家文書)

小豆嶋土庄村

(忠広)

一、加藤肥後守様御丁場土庄村ニて九ヶ所

一、鍋嶋信野守様御丁場豊嶋宮ノ脇
(濃)(勝茂)

一、つぶ石ニて私商丁場

右之通不殘懸御目申候、以上、

明曆三年

霜月廿三日

土庄村庄屋

(笠井)

三郎右衛門 ㊤

殿
北川庄左衛門様
同
板野五郎兵衛様
同
安藤太郎兵衛様

(2) 小豆島石目録

(笠井家文書)

小豆嶋石之目録

一、^{岩谷}四百五拾七本 ^(黒田忠之)松平右衛門佐殿分^⑮

内

七本 大角

六本 中角

四百四拾四本 平石

一、^{黒崎西東手嶋共}九百貳拾本 ^(忠広)加藤肥後守殿分

内

壹本 大角

拾本 中角

八百三拾五本 平石

七拾四本 ^(岩岐)かんぎ

一、^{小海}千貳百三拾六本 ^(忠利)細川越中守殿分^⑯

内

貳本 大角

四本 中角

千貳百三拾本 平石

一、^{畠甲久田}五拾四本 ^(高次)藤堂大学殿分^⑰

内

七本 大角

四拾七本 平石

一、^{家浦}六拾三本 ^(勝茂)鍋嶋信濃守殿分

内

貳本 大角

六拾壹本 平石

134

木原薄幸

一、^{大部}式拾貳本 ^(久清)中川山城守殿分^②

内

壹本 中角

式拾壹本 平石

一、^{大部}拾四本 ^(直政)松平出羽守殿分

内

三本 中角

拾壹本 平石

一、四拾九本 商人共ノ石

内

六本 角石

四拾三本 平石

都合貳千八百拾五本

内

拾六本 大角

式拾六本 中角

貳千六百九拾三本 平石

七拾四本 ^(岩城)かんぎ

右何も割石之俣ニて御座候、以上、

^(明曆三カ)

酉ノ

十一月廿六日

(23) 江戸廻石に付書上写

(三宅家文書)

御江戸廻石之儀ニ付御訴訟

一、石数千五百八拾本 御書出之表

内

大小取合半分 石数七百九拾本

小豆嶋ニて我々共ニ被為仰付可被下候、左候ハ、今度御改石之内ニ御書出之寸尺ニ不足之分ハ、何方ニても荒石あらヲ切、左之船積迄仕相渡可申候、右半分ノ御石、車力石切手間共ニ銀高百四拾五貫ニて来三月中ニ相調可上候、只今島ニ有石之儀ハ、被為仰付次第ニ可成程年内ニも船積可仕候、此御石之儀島中へ被為仰付御請仕候へハ、百姓共ニ日用賃取セ、又ハ田畠之中ニ有之石をも此度取のけ候へハ、百姓作り之ためニもよく御座候間、被為仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上、

小豆嶋庄屋中

土庄村庄屋

(笠井)

三郎右衛門

小海村庄屋

(三宅)

四郎左衛門

明暦三年酉ノ十二月朔日

進上

御奉行様

(24) 福田村御用石場目録(写)

(石井家文書「小豆島高反別明細帳」所収)

一、御用石場

小豆嶋福田村之内

西谷東谷式ヶ所 藤堂(高虎)和泉守様御丁場柄明地鯛網代式ヶ所 右同断^②

荒浜屯ヶ所 是ハ播州与兵衛丁場

都合五ヶ所

右御改ニ付丁場不残掛御目申候、以上、

明暦三年酉十二月

(25) 小豆島小海村石数覚

(三宅家文書)

(端裏書)

「小豆嶋小海村石数之覚」

小海村石数之覚

- 一、四百六拾卷本 (細川忠利) 北山 越中殿分
- 一、百拾五本 とんかす 同断
- 一、五拾卷本 なく谷
- 一、貳百拾貳本 西ノ道
- 一、三百九拾貳本 宮ノ上浜 貳ヶ所
- 一、貳拾貳本 (中川久清) めぶろ 中川殿分
- 一、三拾貳本 (黒田忠之) (佐脱) ちぶり 松平右衛門殿分

都合千貳百八拾五本

右之外四本ちぶりニテ有、

佐左衛門より書上申候、

②

(26) 石取覚書付

(笠井家文書)

覚

- 一、角石 四拾九本
- 一、角脇石 五本
- 一、岩岐石 五本

ノ五拾九本

(波カ)

右之石江戸御用ニ付、大坂町人阿岐屋角太夫殿今津屋彦左衛門殿へ被為仰付、土庄之内黒崎ニテ取被申候、然は先年より切置之石取被申ニ付、其通慶安元子ノ二月晦日ニ申上候へハ、御用ニ取石之儀を何角と申段曲事と、曾我丹岐様重テ奥書被遊被下候、其時黒崎之角石老つも不殘取被申候

慶安元年子ノ三月五日

土庄村庄屋
(笠井)
三郎右衛門

覚

一、住吉御造営ニ付、石鳥居同橋石其外石之分松屋治兵衛殿へ被為仰付、土庄村之内大かげニテ取被申候、

未二月十一日

土庄村庄屋
(笠井)
三郎右衛門

覚

一、今度江戸山王御鳥井式組、中山太郎兵衛殿喜多善左衛門殿ニ被為仰付、土庄村之内黒崎ニテ石御取被成候、然所ニ

一、長三間よこ八尺ほと
あつぎ三尺又ハ式尺五寸但武方わりめ
四方のづら也

先年之わり残之うす石沓つ御座候を、今度之石切衆切わり被申ニ付、外ニテ去々酉ノ年御改帳ニ付申故、右之様子御手代市川甚兵衛殿加座祭権兵衛殿村山甚之丞殿を以、松平隼人様曾我又左衛門様へ亥ノ二月十八日ニ申上候へハ、御用石ニ取候間不苦、乍去切置之角石ハ留候へと被為仰付候、

右ハ御改帳ニ付申石、重て御せん(穿 鑿)さくも可有御座かと存、其時之御□を書留置候、

万治式亥ノ二月十八日

土庄村庄屋
(笠井)
三郎右衛門

(27) 大坂船奉行同東西町奉行下代連署状

(笠井家文書)

一筆申越候、然は此石や左内江戸大御台様御ほうとう石御請相仕候ニ付、御領犬嶋小豆嶋打廻り石見立候処、其元黒崎にて仕候鳥居石之わりくす、御ほうとうノ御用ニ皆々つかわれ一段能候間、御請度由申来候、何れも公儀御用上わりくす石之事候間、入次第とらせ可申候、委細ハ左内可申候、恐々謹言、

村山甚丞

(万治二年)
三月十一日

□□(花押)

加座祭権兵衛

□□ (花押)

市川甚兵衛

□□ (花押)

土庄村
(笠井)
三郎右衛門殿

(28) 土庄村石場改帳写

(笠井家文書)

- 一、^(忠広)加藤肥後守様石場土庄村にて九ヶ所ニ有
- 一、^(鍋)なべ嶋信濃守様石場^{しなののかみ(勝茂)}豊嶋家ノ浦ニ有

明暦三^酉年ニ

(曾我古祐)
丹波様衆
(松平孫太夫)
隼人様衆
(小浜光隆)
民部様衆

土庄村組にて石場之所御改帳之うつし

覚

- 一、柳木谷 同所奥
- 一、水か浦
- 一、東瀧
- 一、西瀧
- 一、小瀬
- 一、トヤ谷
- 一、大かげ
- 一、つぶ石
- 一、九だて
- 一、^(ママ)商丁場 ^(つぶ石)_{九だて}
- 一、^{豊嶋}家浦宮ノ脇

ノ

以上

右御用石ノ内

一、江戸御用之時 黒崎ニテ

慶安元子年

一、住吉鳥井石并ニ橋石ニ 大かげニテ

一、江戸山王鳥井石ニ 黒崎ニテ

万治貳亥年

一、御改石ノ内ヲ大坂川口御奉行六左衛門様御用ニ

寛文九酉年ニ

同十一年ニ

右之通御改帳ノ^(写)うつし、覚書之通書うつし進申候、

土庄村

太兵衛

土庄村

(笠井)

三郎右衛門様

(29) 小豆島小海村庄屋三宅四郎左衛門訴訟状写

(三宅家文書)

乍恐御訴訟申上候、

(細川忠利)

大坂御普請之時分越中様御用石私在所ニテ御切せ被成、其時之御用之残石八百九つ、私御年貢地之畑ニ御上ヶさせ被成今ニ御座候ニ付、畑壹町余之御年貢私弁毎年上納仕候ニ付迷惑ニ奉存、廿年己前ニ私弟兵右衛門御訴訟ニ江戸越中様御屋敷へ參、長岡式部様へ御訴訟申上候へハ、肥後へ參佐渡様へ申上候へと御意被成候ニ付、肥後へ罷下佐渡様へ申上候へハ、六丸様御入国被成候迄相待候へと御意被成候、其内私弟兵右衛門相果申ニ付、只今迄延引仕候、当年迄四拾八年御年貢弁申ニ付、身躰不罷成迷惑仕御訴訟申上候、以上、

寛文拾老年^{亥ノ}六月十一日

小豆嶋小海村庄屋

三宅四郎左衛門

上つゝニ細川越中様とはかり

御奉行様とはかり

取次ハ未田又助殿内片山権右衛門殿へ相渡申候、六月廿四日四郎左衛門持参申候、

(30) 小豆島小海村庄屋三宅半左衛門訴訟状

(三宅家文書)

乍恐御訴訟申上候、

一、大坂御普請之時分、^(細川忠利)越中様御用石私在所ニテ御切らせ被成、其時之御用之残り石八百九つ、私御年貢地之畑ニ御上ケさせ被成^(命ニ御座候カ)ニ付、畑町余之御年貢私弁毎年上納仕候ニ付迷惑ニ奉存、三拾年以前ニ私伯父兵右衛門御訴訟ニ江戸越中様御屋舗へ参、長岡式部様へ御訴訟申上候へハ、肥後へ参佐渡様え申上候へと御意被成候ニ付、肥後へ罷下佐渡様え申上候得ハ、六丸様御入国被成候迄相待候へと御意被成候、其内伯父兵右衛門相果申ニ付延引仕、拾年以前ニ大坂御屋敷生田又助殿へ訴状指上ケ申候へハ、御請取被成、肥後へ御下シ可被成旨御意被成候得共、其以後御左右も無御座候ニ付又助殿へ参、御左右御座候ハ、可被仰聞旨申上候へハ、肥後へ訴状下シ候得共未左右も無之候、急ニと存候ハ、肥後へ罷下、御家老中様へ御訴訟仕申様ニと被仰候得共、其節私病氣ニテ罷在、其上近年ハ御検地方ニ取紛延引仕候、当年迄五拾八年御年貢弁申ニ付迷惑仕御訴訟申上候御事、

右之通ニ御座候、私儀数年之間御年貢相弁申候得共、右より御訴訟申懸ケ居申故、蒙御憐可申と奉願候処ニ、今度御検地ニ付畑町余之畑除地ニ被仰付候ニ付、私代々之家督之高を失迷惑至極ニ奉存、御代官へ御断申是迄御訴訟ニ罷下り申候、然共別之願を申上ルニても無御座候、私儀廻船を持大坂程近ニ居申儀ニ御座候間、御憐を以御国本より大坂へ御上セ被成候御米之内を、何へ被仰付候御運賃並ニ船積被為仰付被下候ハ、有難可奉存候、以上、

延宝八申年五月五日

小豆嶋小海村庄屋
(三宅)
半左衛門 ㊤

御奉行様

(31) 小豆島小海村口上書写 (三宅家文書)

乍恐口上、

此度大坂本庄屋吉兵衛方より、私所持仕候(千振)ちふり嶋石之義ニ付書付指出申ニ付、御吟味被為仰下奉畏候、右本庄屋儀先年御代官様御支配之節、(千振)ちふり嶋石商売ニ仕居申候所ニ、拾年前丑年ニ御指留メ被遊相止やミ罷有候、右本庄屋商売仕懸ケ之石取ちらし御座候て、下草小松等生立不申、私迷惑ニ奉存候所ニ、当春上方石切共罷下り細工仕度由申候ニ付、折節小海村石橋年来届居申候并外村よりも橋石相望申ニ付、右細工相頼申候、然所ニ此度本庄屋方より(千振)ちふり嶋石他国へ切出申様ニ願書指上ケ申段、私義(迷惑)めいわく至極仕候、少も他国へ切出し申儀無御座候、兼て毎歳島々石之義被被為仰付奉畏仰渡承知仕罷有候ニ付、他国へ石切出申儀一切不仕候、

小豆嶋小海村

享保十五戊年四月

(32) 御用石場目録写

(前欠)

与右衛門え相渡、与右衛門より返答申

戊二月十二日

外
 岩谷村之内
 一、とちめんし (高虎) 藤堂和泉

是ハ当座之儀ニテ番人等無御座候、
 同村之内
 一、鯛網代 右同断

是ハ右同断

同村之内
 一、小屋浦 (兵衛カ) 松平阿波守様 其後播州今市村与 請負商丁場

是ハ右同断

ノ

明和五辰年八月改帳有

石数六百五十四組 三百七十七
貳百七十七 そけ

内大石四ツ

注

- ① 筑前福岡藩初代藩主黒田長政。
- ② 小堀遠江守政一で、元和4年(1618)から正保4年(1647)まで小豆島の代官を兼ねていた。
- ③ 草加部村庄屋長町五郎太夫で、内海八幡神社の近世初期の棟札に「大檀那時松長町五郎太夫尉」とある。のち江田、さらに菅と名を改めた。
- ④ 土庄村庄屋笠井家の一族のものであろう。
- ⑤ 肥後熊本藩2代藩主加藤忠広。寛永9年(1632)に駿河大納言徳川忠長事件に連座して突如所領を没収され、出羽庄内に流されて加藤家は断絶した。
- ⑥ 笠井太郎右衛門で、元和9年より土庄村庄屋となる。
- ⑦ 大坂天満の商人。
- ⑧ 同上。
- ⑨ 土庄村庄屋で、元和9年に庄屋役を子太郎右衛門に譲る。
- ⑩ 遠藤但馬守慶隆で、慶長9年(1604)に但馬守を称し、寛永9年に剃髪して且斎と号す。
- ⑪ 肥前佐賀藩初代藩主鍋島勝茂
- ⑫ 松平出羽守直政で、元和5年に出羽守を称し、寛永15年に出雲18万石を領した。徳川家康の孫にあたる。
- ⑬ 曾我丹波守古祐で、正保4年から明暦3年(1657)まで大坂西町奉行兼小豆島代官であった。
- ⑭ 小海村庄屋。
- ⑮ 正保4年から寛文2年(1662)までの大坂東町奉行松平隼人正(孫太夫)。
- ⑯ 正保4年から寛文4年までの大坂船奉行の小浜民部少輔光隆。
- ⑰ 筑前福岡藩2代藩主黒田忠之。

- ⑮ 豊前小倉藩 2 代藩主細川忠利。
- ⑯ 伊勢津藩初代藩主藤堂高虎。
- ⑰ 豊後岡藩 3 代藩主中川久清。寛永 12 年より山城守を称す。
- ⑱ 伊勢津藩初代藩主藤堂高虎。
- ⑳ 小海村庄屋三宅氏ではなかろうか。
- ㉑ 寛文 6 年から延宝 4 年（1676）までの大坂船奉行（大坂川口奉行ともいう）。